

善通寺市耐震改修促進計画（令和8年4月改正）の概要

1 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、同年に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。法では、国が基本方針を示し、都道府県は耐震改修促進計画を策定することが義務付けられたことから、本市では、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする大規模な地震等による建築物の倒壊等から市民の生命、身体及び財産を保護するため、平成22年8月に「善通寺市耐震改修促進計画」を策定し、耐震化を促進させるための施策を進めてきた。

2 これまでの経緯

平成22年8月	善通寺市耐震改修促進計画を策定 国及び県（香川県耐震改修促進計画（第一次計画））の目標に準じ、平成27年度の耐震化率の目標を住宅・多数の者が利用する建築物共に90%に設定
平成23年3月	住宅の耐震化に関する支援制度に関する事項を追加
平成26年3月	緊急輸送道路の変更に伴い、地震発生時に通行を確保すべき道路の明示箇所を変更
平成30年2月	県（香川県耐震改修促進計画（第二次計画））の目標に準じ、耐震化率を住宅は90%、多数の者が利用する建築物は95%に設定 耐震化の促進について、「直接的な方法による耐震化の啓発」に関する事項を追加
平成31年3月	民間施設の危険なブロック塀等の撤去に対する助成に関する事項を追加
令和4年3月	県（香川県耐震改修促進計画（第三次計画））の目標に準じ、耐震化率を住宅は91%、多数の者が利用する建築物は97%に設定

3 現状と課題

（1）南海トラフを震源とする大規模な地震による被害想定

想定大規模地震	想定震度階	建物被害（全壊・焼失）	死者数（最大）
南海トラフの最大規模の地震（L2）香川県全域	5強～7	39,000棟	7,800人
上記うち善通寺市	5強から6強	860棟	90人

（令和7年9月に公表した「香川県地震・津波被害想定調査報告書」による）

平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7の揺れが連続して発生し、約4万3千棟の住家が全半壊するなど大きな被害を受けた。また、平成30年6月の大阪府北部地震などが発生しており、その後も、令和6年1月に発生した能登半島地震では、震度7の揺れが発生し、約3万棟の住家が全半壊するなどの被害を受けた。

本市でも、大規模な地震がいつ発生してもおかしくない状況であり、旧耐震基準による住宅や建築物の耐震化の必要性が再認識されるとともに、耐震化を総合的かつ計画的に促進することが重要である。

(2) 住宅・建築物の耐震化状況

①住宅の耐震化率の推移

区分	地区	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
住宅	香川県全域	72%	75%	82%	86%
	善通寺市	54.0%	61.6%	78.3%	84.1%

②多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移

区分	地区	平成27年度末	令和2年度末	令和7年度末
多数の者が利用する建築物	香川県全域	87.9%	93.5%	95.5%
	善通寺市	89.7% ※	92.6%	93.5%

※善通寺市は平成28年度末の数値

③善通寺市の市有施設の耐震化率の推移

区分	平成22年8月	平成28年度末	令和2年度末	令和7年度末
市有施設	69.7%	90.4%	93.0%	96.2%

市有施設の耐震化は教育施設等の耐震改修工事と除却工事により高い数値を示している。現状で未耐震の施設は「善通寺市民会館」「善通寺市斎場」「善通寺市ワークプラザ」と木造の市営住宅(仙遊町住宅・満賀池町住宅)であり、今後の検討課題である。

4 本改正の概要

(1) 基本方針

従来からの住宅に対する耐震対策の支援は継続するほか、倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する避難路、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を重点的に進める。

(2) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

(3) 耐震化率等の目標

- 住宅については、本市における令和5年時点の耐震化率が84.1%であり、前回調査時（平成30年）から5年間の上昇率や、耐震診断、耐震改修工事の実施状況等を踏まえ、令和12年度末の目標を91%に据え置くこととする。
- 多数の者が利用する建築物については、令和2年度末からの5年間の耐震化の上昇率や現在の耐震改修工事や建替え等の実施状況を踏まえ、令和12年度末の耐震化の目標をおおむね解消とする。
- 市有施設については目標をおおむね解消されつつあるが、対象施設の今後の方針は深い検討期間を要するため、課題とし対策する必要がある。

耐震化率の目標

対象建築物	現状値			目標値		
	全国平均 (R6年度末)	香川県 (R7年度末)	善通寺市 (R7年度末)	国 ^{※1}	香川県 (R12年度末)	善通寺市 (R12年度末)
住宅	90% ^{※2}	86% ^{※2}	84.1% ^{※2}	おおむね 解消 ^{※3}	91%	91%
多数の者が利用 する建築物	-	95.5%	93.5%	-	おおむね 解消 ^{※3}	おおむね 解消 ^{※3}
市有施設	-	-	96.2%	-	-	おおむね 解消 ^{※3}

※1：建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針(令和7年7月17日改正)による。

※2：総務省「住宅・土地統計調査」における令和5年時点耐震化率。

※3：おおむね解消とは、100%に近い状態を目指すことを目標とする。

5 耐震診断および耐震改修の促進を図るための取り組み（施策）

(1) 耐震化を促進するための支援策

- ・民間住宅の耐震診断や耐震改修等への間接補助
- ・緊急輸送道路沿道建築物への耐震診断や耐震改修等への間接補助

(2) 耐震化を促進するための環境整備や普及・啓発等

- ・相談窓口（くらし支援課）による日常的な支援
- ・耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ・市民に向けた建築士による無料相談会の定期的な開催
- ・戸別訪問の実施による耐震対策事業の普及活動
- ・自治会等での防災訓練等に合わせた講義の開催